

公益財団法人秋田県女性会館寄附金取扱規程（一部改定）

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県女性会館（以下「この法人」という。）定款第45条第4項及びこの法人の会計処理規程第33条の規定に基づき、この法人が受領する寄附金に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（寄附金の定義）

第2条 この規程における寄附金の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般寄附金 広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産（物品等）を含むものとする。

（一般寄附金の募集）

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

（特定寄附金の募集）

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集理由、募集期間、募集総額、募集対象、募集方法、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した「募金目論見書」を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の事業に全部または一部を使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

（特定寄附金の募集に係る募金目論見書の交付等）

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

（特定寄附金の募集に係る結果の報告）

第6条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後すみやかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附金の受け入れ)

第7条 この法人は、寄附金を受け入れようとする場合は、寄附金申出書（様式1）により、その申し出を受け入れるものとする。

- 2 この法人は、前項の申し出について適当であると認めたときは、直ちに受け入れを決定し、寄附金申出者に寄附金受入書（様式2）を送付するものとする。

(寄附金受け入れの制限)

第8条 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人または団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生じる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合
- 2 この法人は、寄附金の受け入れが適当でないと認めたときは、寄附金辞退書（様式3）を寄附金申出者に送付するものとする。

(納付報告)

第9条 会計責任者（公益財団法人秋田県女性会館会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第3条に規定する会計責任者をいう。）は、寄附金の納付を受けた場合は、直ちに代表理事に報告するものとする。

(寄附金受領書)

第10条 この法人は、寄附金を受領した場合は、寄附者に寄附金受領書（様式4）を送付するものとする。

(寄附金の使用)

第11条 この法人は、寄附金を寄附の目的に従い適切に使用するものとする。

(寄附金の使途変更)

第12条 この法人は、寄附の目的が達せられ、その残額が1,000円未満となった場合には、定款第4条の公益目的事業に規定する他の目的に使途を変更することができる。

(出納保管)

第13条 この法人は、寄附金の出納保管を会計担当者（会計処理規程第3条にいう会計担当者をいう。以下、次条において同じ。）に命ずるものとする。

(帳簿)

第14条 会計担当者は、寄附台帳（様式5）を備え、必要事項を記載して整理するものとする。

(経理)

第 15 条 寄附金の受け入れ及び寄附金に係る経理については、この規程に定めるもののほか、法令及びこの法人の会計処理規程、その他この法人の関係規程に定めるところによるものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、寄附金に関して必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年3月3日から一部改定する。

様式1 (第7条)

平成 年 月 日

公益財団法人秋田県女性会館 代表理事 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

寄 附 金 申 出 書

公益財団法人秋田県女性会館寄附金取扱規程の内容を了知の上、次のとおり貴法人に寄附を行いたいのので申し出ます。

1 寄附の目的

2 寄附金品の名称、数量及び価格（金銭にあつては金額）

3 寄附予定期日 平成 年 月 日

4 寄附の方法

5 その他

様式2 (第7条)	省略
様式3 (第8条)	省略
様式4 (第10条)	省略
様式5 (第14条)	省略